[令和4年12月20日 - 規則第 124号 _

改正 令和6年3月26日規則第69号

(趣旨)

第1条 「国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予取扱規程(令和2年7月28日制定)」第2条第1項第1号の規定に基づく授業料免除の取扱いのうち、第4期中期目標期間中に実施するコロナ禍による家計急変者に対する授業料免除(以下「コロナ家計急変」という。)の取扱いについては、この要項の定めるところによる。(授業料免除対象者)

第2条 本要項で定める「コロナ家計急変」の支援対象は、言語文化学部、国際社会学部 及び国際日本学部(以下「学部」という。)並びに大学院総合国際学研究科の学生とす る。

(コロナ家計急変の種類)

第3条 本要項で定めるコロナ家計急変の種類は、別表のとおりとする。 (選考)

- 第4条 コロナ家計急変による授業料免除対象者の選考は、別表に基づき申請者の家計状況・成績状況を確認のうえ、学生支援マネジメント・オフィスでの審議を経て決定する。
- 2 選考基準は、役員会が決定する予算額に基づき、学生支援マネジメント・オフィスでの審議を経て、変更できるものとする。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表

種類	対象	免除条件	授業料
			免除額
コロナ家	学部生	標準修業年限内の者で、以下のいずれかの条件を	全額免
計急変 α	大学院生	満たす者に対し、家計状況・成績状況を確認した上	除又は
		で免除を実施する。	半額免
		1.2019年以降のいずれかの年と比較し、申請時の	除
		家計全体での収入が半減していることを示す書類	
		を提出できる者	

2. 国又は地方自治体による、コロナ禍関連の公的 支援を受給したことを示す書類を提出できる者